

第 5 4 回 羽咋郡市消防団連合会連合訓練大会



日 時 令和 7 年 6 月 2 1 日（土） 7 時 3 0 分～

場 所 志賀町防災公園 多目的広場 （志賀町西山台一丁目 1 番地）

羽咋郡市消防団連合会

羽咋郡市消防団連合会連合訓練大会

1 目 的

本大会は、羽咋郡市消防団員の親睦を図るとともに、日頃の訓練により練磨した消防規律及び技能を広く公開し、もって、団員の志気高揚に努めることを目的とする。

2 大会名称

第54回羽咋郡市消防団連合会連合訓練大会

3 開催日時及び場所

令和7年6月21日（土） 7時30分～

志賀町防災公園 多目的広場（志賀町西山台一丁目1番地）

4 点検訓練種目

服務規律 機械器具 ポンプ車操法 小隊訓練

5 参加消防団、分団数、団員数及び消防自動車台数

宝達志水町消防団	4 個分団	1 4 9 人	4 台
羽 咋 市 消 防 団	5 個分団	1 7 0 人	5 台
志 賀 町 消 防 団	1 6 個分団	3 2 4 人	1 6 台
計 3 消防団	2 5 個分団	6 4 3 人	2 5 台

大 会 役 職 員

顧 問	宝 達 志 水 町 長	高 下 栄 次
〃	羽 咋 市 長	岸 博 一
〃	志 賀 町 長	稲 岡 健 太 郎
点 検 者	宝 達 志 水 町 長	高 下 栄 次
〃	羽 咋 市 長	岸 博 一
〃	志 賀 町 長	稲 岡 健 太 郎
大 会 長	宝達志水町消防団団長	西 明 男
大 会 副 会 長	羽咋市消防団団長	長 浦 和 弘
〃	志賀町消防団団長	奥 下 建 一
審 査 長	消 防 長	松 本 裕
審 査 員	消 防 本 部	消 防 職 員
総 指 揮 者	宝達志水町消防団副団長	谷 原 正 和
徒 歩 部 隊 指 揮 者	〃	〃
車 両 部 隊 指 揮 者	宝達志水町消防団副団長	土 上 智
ポンプ車操法総指揮者	羽咋市消防団副団長	松 生 朋 広
ポンプ車操法指揮者	志賀町消防団副団長	青 山 龍 幸
〃	宝達志水町消防団副団長	土 上 智
ポンプ車操法総指揮者	志賀町消防団副団長	小 林 学
ポンプ車操法指揮者	羽咋市消防団副団長	池 田 博 明
〃	志賀町消防団副団長	飯 田 一 也
小隊訓練第 1 班指揮者	宝達志水町消防団副団長	谷 原 正 和
〃	志賀町消防団副団長	青 山 龍 幸
小隊訓練第 2 班指揮者	羽咋市消防団副団長	松 生 朋 広
〃	志賀町消防団副団長	飯 田 一 也
大 会 事 務 局	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	

連 合 訓 練 大 会 順 序

		(予定時間)
1	入場式 -----	4 (7 : 30)
2	開会式 -----	4 (7 : 40)
	(1) 開 会 宣 言 (出場人員報告)	
	(2) 国 旗 掲 揚	
	(3) 優勝旗返還	
	(4) 大会長挨拶	
	(5) 表 彰	
	① 石川県知事表彰	
	② 石川県消防協会会長表彰	
	③ 羽咋郡市消防団連合会長表彰	
	(6) 来 賓 祝 辞 (石川県知事、石川県議会議員) -----	4
	(7) 点検開始宣言	
3	点検訓練種目 -----	5 (8 : 15)
	(1) 服務規律 -----	5
	(2) 機械器具 -----	5
	(3) ポンプ車操法 -----	7 (8 : 30)
	(4) 小隊訓練 -----	8 (10 : 50)
4	分列式 -----	12 (11 : 30)
5	放 水 -----	13 (11 : 45)
6	閉会式 -----	13 (12 : 10)
	(1) 点検者講評 (宝達志水町長)	
	(2) 成 績 発 表 (審査長)	
	(3) 表彰及び優勝旗授与 (大会長)	
	(4) 万 歳 三 唱 (羽咋警察署長)	
	(5) 国 旗 降 納	
	(6) 閉 会 宣 言 -----	13 (12 : 40)

連 合 訓 練 大 会 実 施 要 綱

1 入場式

(1) 入場行進（行進開始：午前7時30分）

- ① 入場行進は、徒歩部隊が行う。（集合場所：志賀町防災公園 多目的広場）
- ② 入場順序は、宝達志水町消防団、羽咋市消防団、志賀町消防団の順とする。
- ③ 隊形は4列縦隊で、指揮者の指示により、各分団間の距離8mを取り入場行進に入り、各分団長の号令により敬礼し、会場を一周して開会式の隊形（2列縦隊）に整列すること。
- ④ 服装は、分団長以上は、夏服・制帽を着用、副分団長以下は、活動服・アポロキヤップを着用のこと。
- ⑤ 行進開始15分前に集合位置につくこと。
- ⑥ 団旗、分団旗及び表彰旗を携行すること。
- ⑦ 連合会旗の保持者及び標員は、宝達志水町消防団より選出するものとする。

2 開会式

- ・開会式は2列縦隊とする。
- ・副団長は各団の先頭に移動する。
- ・敬礼は、総指揮者の号令による。

(1) 開会宣言

- ① 大会副会長 長浦団長が登壇し、開会宣言を行う。
- ② 開会宣言後、大会長が登壇し、総指揮者が出場人員報告を行う。

(2) 国旗掲揚

- ① 総指揮者の「国旗に注目」の号令による。「直れ」の号令により元に復す。

(3) 優勝旗返還

- ① 前年度受賞分団が優勝旗等を返還する。

(4) 大会長挨拶

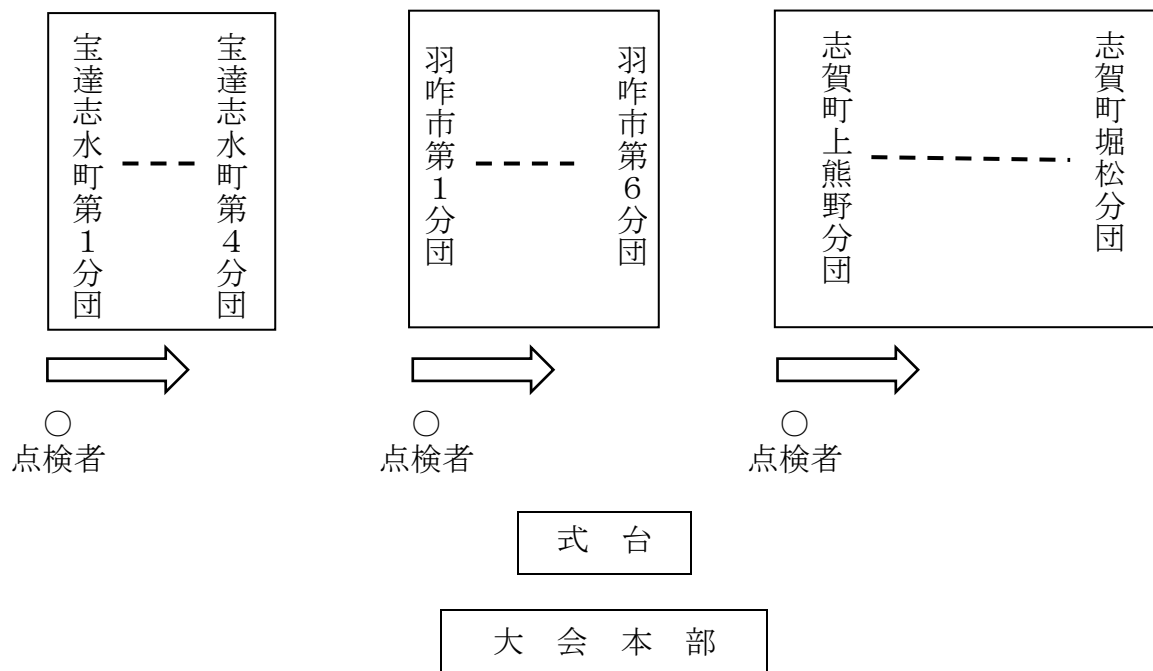
(5) 表彰

- ① 石川県知事表彰
- ② 石川県消防協会長表彰
- ③ 羽咋郡市消防団連合会長表彰

(6) 来賓祝辞

(7) 点検開始宣言

【 開会式隊形及び観閲順序図（2列縦隊） 】



3 点検訓練種目

(1) 服務規律（観 閲）

- ① 点検開始宣言は、点検者（宝達志水町長）が宣言する。
- ② 点検者は、各市町長とする。
- ③ 指揮者は、副団長とする。
- ④ 観閲は、3消防団同時に開始する。
- ⑤ 指揮者は、部隊右翼にて点検者に対し敬礼後、「団名、総員、現在員」を報告し敬礼する。次に「点検者にかしら一右」と号令し、点検者に対し敬礼し、観閲を受ける。
- ⑥ 点検者は指揮者前方3mの位置にて、指揮者の人員報告を受け、指揮者の「点検者にかしら一右」で敬礼後、前列のみ観閲を行う。
- ⑦ 点検者の観閲に各団長は、1.5m後方より随行する。
- ⑧ 点検者は観閲終了後、元の位置に戻る。
- ⑨ 点検終了後、総指揮者の号令により、駆け足で控場に至る。

(2) 機械器具

- ① 消防団員2名で受検する。
- ② 機関、制御装置、照明装置、ポンプの点検は、入場式の15分前に開始し、その他については、大会進行中、順次実施する。
- ③ 審査は、機械器具点検審査表による。

機 械 器 具 点 検 審 査 表

審査員

消防団

分団

持 点 200 点

項 目	点 検 箇 所	減 点
車 検 証	有 効 期 間 有 無 携行しない	20
機 関	始 動 (60秒以内) ラジエター	各10
制 動 装 置	ハンドブレーキ 足ブレーキ	各 4
バ ッ テ リ ー	電 解 液 量 ターミナル	各 4
照 明 装 置	方向指示器 ウインドクリーナー 前 照 灯 探 照 灯 赤 色 灯 停止テールランプ	各 2
ポ ン プ	ドレンコック 真空ポンプ油 計 器	各 2
そ の 他	機械の手入不良なもの 1 件につき	各 2

連 合 会 で 定 め た 積 載 品 数

器 具	定 数	点 検 箇 所				
		積載品不足数	記名なし	破損有無	手入れ有無	減 点
ま と い	1 流					
水 お け	1 コ					
信 号 旗	1 組					
と び 口	2 本					
お の	1 コ					
掛 矢	1 コ					
の こ	1 丁					
綱 15～20m	1 巻					
ホ ー ス	10 本					
懐 中 電 灯	1 コ					
ヘルメット	5 コ					
ス コ ッ プ	1 丁					

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 連合会で定めた積載品数の無いもの | 減点 4 |
| (2) 1 品毎に記名の無いもの | 減点 2 |
| (3) 1 種 1 品毎に破損しているもの | 減点 2 |
| (4) 1 種 1 品毎に手入補修のよくないもの | 減点 2 |
| (5) 機械の手入不良なもの 1 件につき | 減点 2 |
| (注) 信号旗は、赤青、赤白どちらか 1 組携行すること。 | |

(3) ポンプ車操法 持 点 200 点

- ① ポンプ車操法の指揮者は、班長以上の者であること。
- ② 実施分団は、点呼が終わったら指揮者は回れ右をし、各班指揮者に「〇〇消防団 △△分団、ただいまからポンプ車操法を開始します。」と報告後、回れ右をし、隊員に相對する。
- ③ 審査は、羽咋郡市消防団連合会連合訓練大会ポンプ車操法審査要領による。(総合審査、行動審査、計時審査)
- ④ 総指揮者の笛の合図により、1 回 3 隊ずつ実施する。

※ ポンプ車操法笛及び旗の合図

ア	第 1 笛	「気をつけ」「乗車」まで	-----	白旗
イ	第 2 笛	「操作始め」「3 番員が構える」まで	-----	白旗
ウ	第 3 笛	「第 2 線延長始め」	-----	白旗
エ	第 4 笛	「放水止め」	-----	赤旗
オ	第 5 笛	「収め」「わかれ」「撤収」まで	-----	赤旗

ポ ン プ 車 操 法 実 施 順 序

順 序	第 1 班	第 2 班	第 3 班
1	※欠場 志賀町消防団 西浦分団	志賀町消防団 東増穂分団	羽咋市消防団 第 5 分団
2	宝達志水町消防団 第 2 分団	志賀町消防団 上熊野分団	志賀町消防団 稗造分団
3	志賀町消防団 土田分団	羽咋市消防団 第 6 分団	志賀町消防団 堀松分団
4	志賀町消防団 加茂分団	志賀町消防団 熊野分団	宝達志水町消防団 第 1 分団
5	羽咋市消防団 第 1 分団	志賀町消防団 富来分団	志賀町消防団 西増穂分団
6	志賀町消防団 下甘田分団	宝達志水町消防団 第 3 分団	志賀町消防団 中甘田分団
7	志賀町消防団 志加浦分団	志賀町消防団 福浦分団	羽咋市消防団 第 2 分団
8	宝達志水町消防団 第 4 分団	志賀町消防団 高浜分団	
9	※欠場 志賀町消防団 西海分団	羽咋市消防団 第 3 分団	

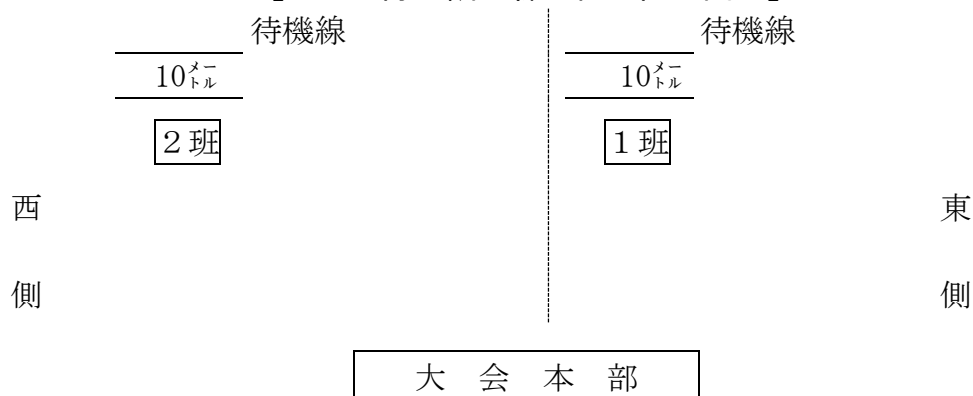
【 ポ ン プ 車 操 法 実 施 位 置 図 】



(4) 小隊訓練

- ① 参加人員は19名以上とし、19名の1割まで欠員（17名参加）しても減点しない。
ただし1割を超えた時（16名以下）は、1名毎に2点減点とする。
- ② 指揮者は、分団長又は副分団長とする。
- ③ 小隊訓練の合図
審査員の合図後、「集まれ」「申告」「小隊訓練」「申告」「整列休め」退場まで実施すること。
- (注) 「申告」は「集まれ」の号令後、指揮定位置に移動、小隊訓練指揮者に「〇〇消防団△△分団、ただいまから小隊訓練を開始します。」と申告する。申告後、回れ右をし「番号」「きょう導三步前へ進め」の順で訓練を開始する。終了申告は、「小隊訓練終わりました。」と定位置にて申告する。その後回れ右をし、「整列休め」の号令後、退場する。
- ④ 1回に2個小隊ずつ実施する。
ア 1班は、会場東側
イ 2班は、会場西側
- ⑤ 次回実施小隊は、後方10mの位置に待機のこと。
- ⑥ 審査は、小隊訓練審査基準表による。
- ⑦ 小隊訓練得点基準（最少人員から1名減ごとに2点）

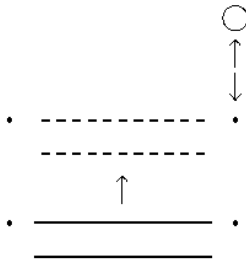
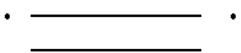
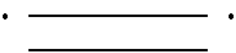
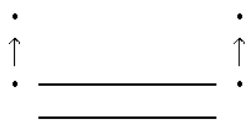
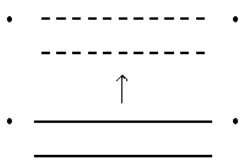
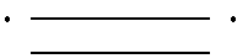
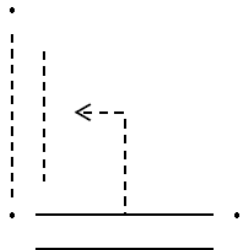
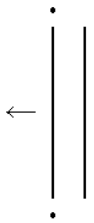
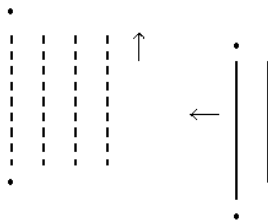
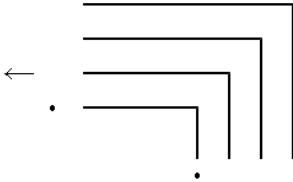
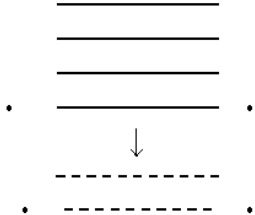
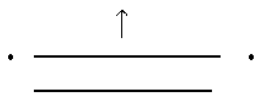
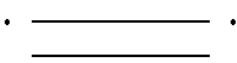
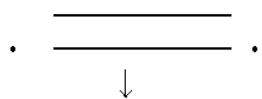
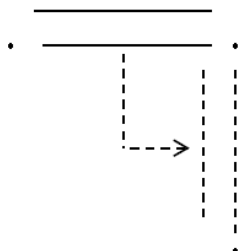
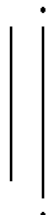
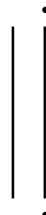
【 小 隊 訓 練 位 置 図 】



小 隊 訓 練 実 施 順 序

順序	第 1 班	第 2 班
1	羽咋市消防団 第 5 分団	宝達志水町消防団 第 2 分団
2	※欠場 志賀町消防団 西浦分団	志賀町消防団 東増穂分団
3	羽咋市消防団 第 6 分団	志賀町消防団 上熊野分団
4	羽咋市消防団 第 1 分団	志賀町消防団 稗造分団
5	志賀町消防団 土田分団	宝達志水町消防団 第 1 分団
6	志賀町消防団 堀松分団	宝達志水町消防団 第 3 分団
7	志賀町消防団 加茂分団	志賀町消防団 熊野分団
8	志賀町消防団 富来分団	志賀町消防団 西増穂分団
9	志賀町消防団 下甘田分団	志賀町消防団 中甘田分団
10	志賀町消防団 志加浦分団	志賀町消防団 福浦分団
11	宝達志水町消防団 第 4 分団	志賀町消防団 高浜分団
12	羽咋市消防団 第 2 分団	羽咋市消防団 第 3 分団
13	※欠場 志賀町消防団 西海分団	

小 隊 訓 練 課 目

(1) 集まれ 	(2) 申告 	(3) 番号 	(4) きょう導3歩前へ進め 
(5) 右へならえ 	(6) 直れ 	(7) 左に向きを変え進め 	(8) 前へ進め 
(9) 右向け前へ進め 	(10) くみぐみ左へ進め 	(11) 左向け前へ進め 	
(12) 回れ右前へ進め 	(13) 小隊止まれ 	(14) まわれ右 	
(15) 左に向きを変え進め 	(16) 申告 	(17) 整列休め 	(18) 退場 

小 隊 訓 練 審 査 基 準 表

(参加人員 名)

持 点 200点

消防団

分団

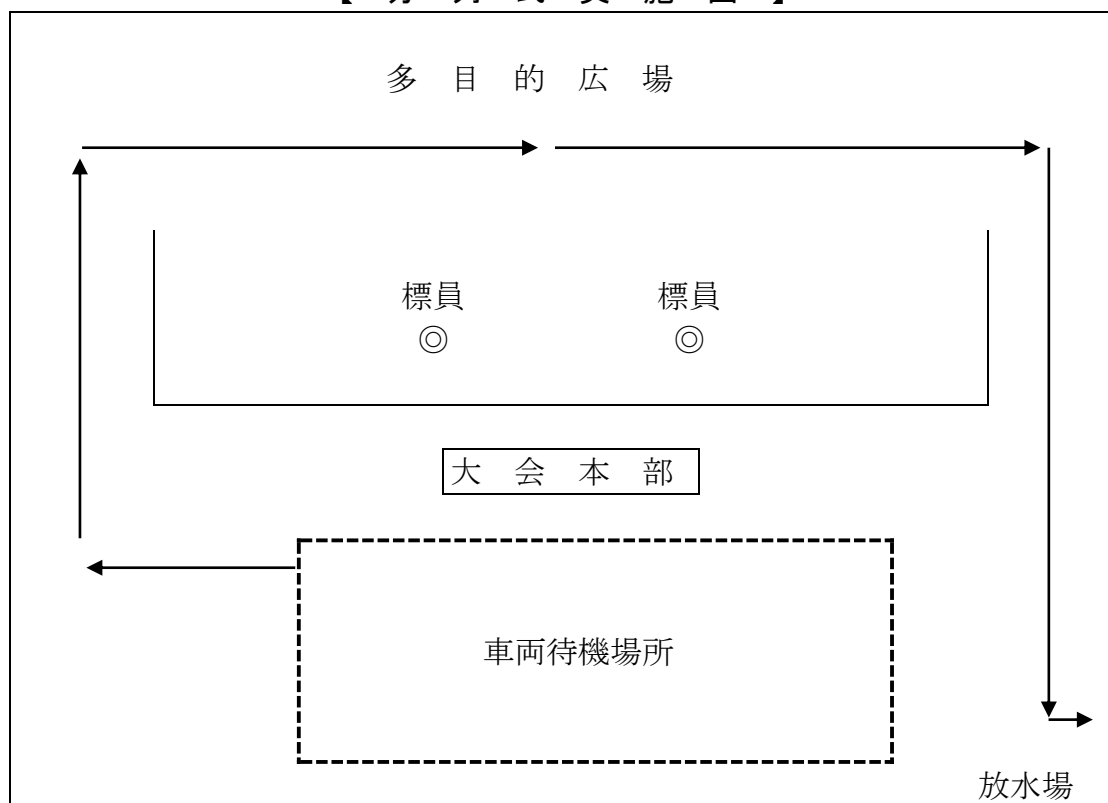
審査員

区 分	着眼事項	チェック数	基準	減点数
指揮者	1 正規の動作省略（各動作ごとに1回2点）		2	
	2 号令誤り（1回につき4点）		4	
	3 きょう導の位置、姿勢を正す位置、動作要領（各動作ごと）		4	
	4 左翼きょう導に指示を要する場合（指示しなかった）		4	
	5 小隊訓練の順序誤り（1回につき4点）		4	
きょう 導	1 「集まれ」指揮者の前方5 歩の距離		2	
	2 「基準」の合図（手のひら正面）をしなかった		4	
	3 「番号」きょう導が番号を呼称した 右、左		4	
	4 「きょう導三步前へ進め」で整頓のため動いた右、左		4	
	5 「右へならえ」で右翼は頭を左、左翼は頭を右、手を腰右、左		4	
	6 指揮者の指示前に左が自発的に動いた		4	
	7 背面のとき、前列に出なかった		4	
	8 正規な動作が出きたか		2	
隊 員	1 前後列員正しい距離（1.1 歩）		2	
	2 「番号」後列最左翼、（満）か（欠）の呼称		2	
	3 「直れ」の前に手をおろした（1人2点）		2	
	4 「左に向きを変へ進め」の動作不十分（1人2点）		2	
	5 整頓の良否		10	
	6 行進中の整頓の良否		10	
	7 行進中の「回れ右」がそろっていたか		10	
	8 側面縦隊がそろってできたか		10	
	9 横隊がそろってできたか		10	
	10 「整列休め」の動作の良否（1人2点）		2	
総 合	1 訓練の順序に誤りがあった（1人6点）		6	
	2 号令どおり動作しなかった（1回20点）		20	
	3 総体的に規律（節度）を欠く		10	
合 計				

4 分列式

- (1) 分列行進は、車両部隊が行進を行う。順序は、宝達志水町消防団、羽咋市消防団、志賀町消防団の順とする。
- (2) 車両部隊の行進は、車間距離 10m を取り、行進に入り、部隊長の号令により敬礼した後、放水場へ直行するものとする。
- (3) 車両部隊以外の消防団員は、車両部隊行進中、テント内で起立、整列し、行進を注目する。
- (4) 車両部隊
 - ① 集合場所 志賀町防災公園 多目的広場
 - ② まといを携行すること。
 - ③ 訓練旗を携行すること。
 - ④ 乗車人員は、5 名とする。

【 分 列 式 実 施 図 】



5 放水（米 町 川）

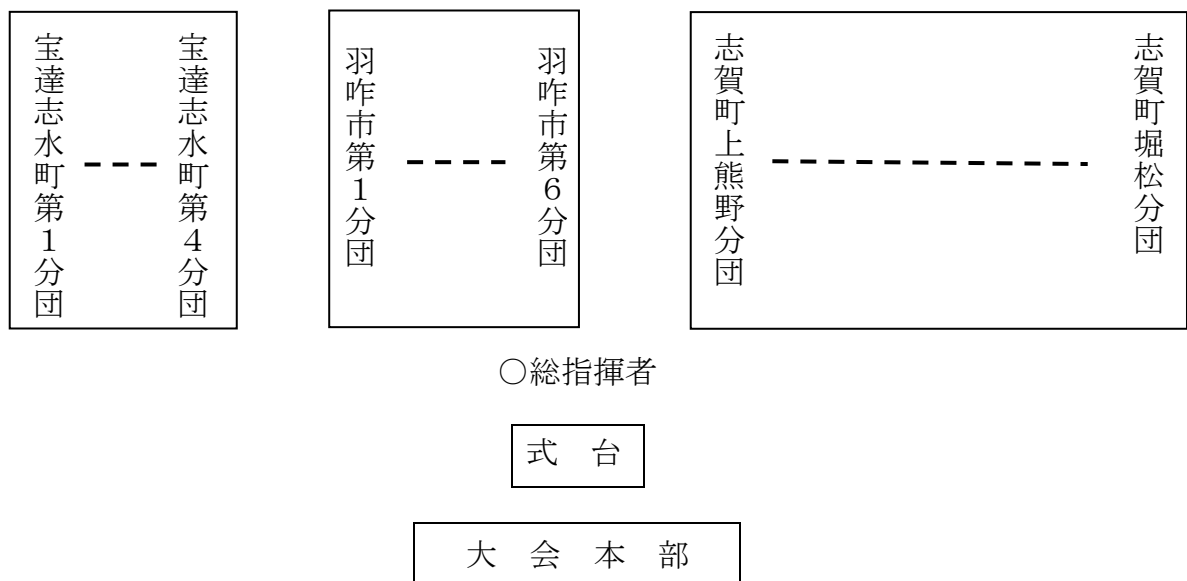
- （１）車両行進終了後、車両部隊は直ちに放水場に至るものとする。
- （２）放水場は、米町川堤防（先導車の誘導により至る）
- （３）放水準備は、最後尾のポンプ車が到着後、車両部隊指揮者の（赤大旗掲揚）で一斉に吸管操作を開始する。放水準備が完了したポンプ車の部隊長は青又は白旗を高く掲げる。
- （４）放水は、一斉放水とし、車両部隊指揮者の（青大旗横振り）で放水開始、（赤大旗横振り）で放水中止とする。
- （５）放水終了後、車両部隊指揮者の指示により大会会場へ帰り、閉会式の隊形に集合すること。

（注）吸管、ホース１本、筒先、ヘルメット、防火衣等を準備すること。

6 閉会式

- （１）点検者講評（宝達志水町長）
- （２）成績発表（審査長）
- （３）表彰及び優勝旗授与（大会長）
- （４）万歳三唱（羽咋警察署長）
- （５）国旗降納
- （６）閉会宣言（大会副会長：奥下団長）

【閉 会 式 集 合 位 置 図】



連 合 訓 練 大 会 審 査 基 準

1 服務規律（持点：200 点）

（1）実員の 1 割まで欠席しても減点しない

ただし、1 割をこえた時 1 人毎に ----- 減点 2 点

（2）1 人毎に着装及び補修が充分でないもの ----- 減点 2 点

（3）規律（態度）の悪いもの 1 人につき ----- 減点 2 点

2 機械器具（持点：200 点）

（1）連合会で定めた積載品のないもの ----- 減点 4 点

（2）1 品毎に記名のないもの ----- 減点 2 点

（3）1 種 1 品毎に破損しているもの ----- 減点 2 点

（4）1 種 1 品毎に手入補修のよくないもの ----- 減点 2 点

（5）機械の手入不良なもの 1 件につき ----- 減点 2 点

（6）機械器具点検審査表による

3 小隊訓練（持点：200 点）

（1）参加人員（19 名以上）の 1 割まで欠員（17 名参加）しても減点しない

ただし、1 割をこえた時（16 名以下）は、1 名毎に ----- 減点 2 点

（2）小隊訓練審査基準表による

4 ポンプ車操法（持点：200 点）

（1）羽咋郡市消防団連合会連合訓練大会ポンプ車操法審査要領による。

（2）優秀選手賞については、各操作員ごとの得点数の大なる者を優位とし、決定する。

ただし、同点者が複数いる場合は、年齢の高い者を優位とする。（同年齢の場合は、生年月日の順）

5 異議の申し立て

審査の結果等については、一切の異議を申し立てすることはできない。